

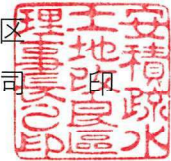
公 告

このたび、本宮市の一部を受益地域とする水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）日影沢地区を県営土地改良事業として施行したいので、土地改良事業の計画の概要につき本宮市長と協議するにあたり、土地改良法第85条の3第4項で準用する同法第85条第6項の規定により下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、この土地改良事業計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに理事長宛意見書を提出してください。

令和7年4月7日

安積疏水土地改良区
理事長 國分 周司



記

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画概要書 日影沢地区
- 2 縦覧期間 令和7年4月7日から令和7年5月8日まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く
- 3 縦覧場所 貴市指定縦覧場所
- 4 意見書の提出方法等
 - (1) 意見書の提出方法等
 - ① 持参、郵送、ファックス又は電子メールによること。
 - ② 様式、用紙規格は任意とする。
 - ③ 口頭又は電話での意見は受け付けない。
 - (2) 意見書の記載事項
 - ① 意見書の提出年月日
 - ② 意見提出者の氏名（団体の場合は、団体の名称及び代表者氏名）及び住所（団体の場合は主たる事務所の所在地）
 - ③ 電話番号（電子メールの場合は、メールアドレスも記載）
 - ④ 当該土地改良事業名
 - ⑤ 当該土地改良事業の計画の概要に対する意見
 - (3) 意見書の提出先
 - ① 郵送：〒963-8851 福島県郡山市開成二丁目22-2
安積疏水土地改良区 工務課
 - ② ファックス：024-922-9949
 - ③ 電子メール：info@asakasosui.jp